

金融行政改革における事業性評価融資の意義と債権の実相 －金融検査マニュアルの抜本改革におけるABLの有用性－

水野 浩児

The real assignment of claim and the credit of the business-related evaluation financing in the finance administrative reform
—Usefulness of ABL in the drastic reform of Inspection Manual for Trust and Banking Companies—

Koji MIZUNO

Otemon Business Management Review, Vol.23, No.2

金融行政改革における事業性評価融資の意義と債権の実相

－金融検査マニュアルの抜本改革におけるABLの有用性－

水野 浩児

I. 金融行政改革の本質的意義

1. 金融機関を取り巻く環境変化

金融機関が業務運営を行うなかで金融庁の方針は絶対的なものであり、地域金融機関は金融庁の打ち出す方針を常に意識している状況であることは言うまでもない。2017年7月金融庁森信親長官は長官としては異例の3年目に突入し、森長官の金融行政改革は総仕上げに入っている。森長官は2015年に金融庁長官に就任後、これまで金融機関が行ってきた検査・監督のあり方を抜本的に改革し、地域金融機関等のビジネスモデルが将来にわたって持続可能であるかに着目した検査・監督を行う仕組みを導入し、不動産融資に頼る融資姿勢を改め金融機関の融資先(債務者企業)の将来性を評価する「事業性評価融資」の推進等に注力してきた。そして金融庁の組織再編なども含めた抜本的な改革にも取り組み2017年8月31日に2018年度の機構・定員・予算要求案を含めた組織再編の概要を以下のように公表した¹。その内容は、検査局の機能の大部分を監督局に統合し、現在の「総務企画局」「検査局」「監督局」の体制から「企画市場局」「総合政策局」「監督局」に整理・再編することが柱となっている。2001年金融庁発足当初は「不良債権問題等」への対応が重要課題であり、金融機関に対して厳格な資産査定等の検査・

監督がポイントであり、現在の金融事情では背景が全く違っていた。その後、不良債権問題等も収束し、金融行政が抱える課題は、地域金融機関が取引先企業等に対してコンサルティング機能を的確に行う等の金融仲介機能の一層の発揮や、技術革新等に対する制度設計等に変化していった。新しい課題に的確に対応するためには、金融行政の専門性・質の向上や、金融機関との質の高い対話を通じた金融機関のベスト・プラクティスの追及が必要であり、こうした機能を強化する組織に見直す必要があるために組織改編を行ったとしており²、この点は森長官が就任して以降、金融行政方針を打ち出し取り組んできた内容との一貫性がある。森長官は金融行政方針を公表した際に「金融とは身体を巡る血液のようなものであり、資金が適切に供給されていくことで、経済成長や国民の生活の向上が図られることが重要である。こうした考え方をふまえ、金融行政方針では、その冒頭部分で金融行政が何を目指すかを明らかにしている。すなわち金融をとりまく環境が急激に変化するなかにおいても、①景気のサイクルに大きく左右されることなく、質の高い金融仲介機能(直接金融・間接金融)が発揮されること、②こうした金融仲介機能の発揮の前提として、将来にわたり金融機関・金融システムの健全性が維持されるとともに、市場の公正性・透明性が確保されるこ

1 金融庁「平成30年度機構・定員、予算要求について」平成29年8月31日金融庁ホームページ) <http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/30youkyuu/30youkyuu.pdf>

2 前掲注(1)『平成30年度機構・定員、予算要求について』2頁

主な政策的経費として「金融仲介機能の質の向上を通じた地域企業の生産性向上のための支援」として項目を掲げ、地域金融機関による取引先企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の生産性向上につながるコンサルティング機能の促進を明記している。

と、を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生が増大がもたらされることが重要であり、金融庁としては、このような姿の実現を目指し、金融行政を行っていく。」³と明示されている。当初より金融行政方針において金融仲介機能の発揮には重要な意味合いがあることは明示し、金融機関の存在意義も金融仲介機能が発揮できることを前提としている。近年の金融庁の動きは、債権と債権をつなげる金融の仲介機能を担っている金融機関の本質を再認識できる基本的なことから思われる。我妻博士は「資本主義の更に高度なる発達、銀行をして社会に散在する金銭債権を自己の手に集中せしめ、金銭債権による全経済組織の統制を実現せしめる。蓋し、銀行は他人の金銭債権を金銭債権として利用するものであって、この制度によって、金銭債権は、無限に集中せられ統一的に活動せしめられるに至るからである。しかし、銀行の金銭債権の仲介者たる作用は、このいわゆる投資信用の他に、いはゆる流通信用においても顕著なものがある。」と論じておられ、金融の仲介機能の本質的意義は明確であるように考えられる⁴。民法界の大家である我妻博士が論じておられる金銭債権の仲介者たる金融機関の役割は、60年以上の歳月を

経た現代において、金融庁がその本質を再認識することを示唆しているように解釈することもできる。金融機関を取り巻く環境の変化を的確に捉え、地域経済を担う地域金融機関が金融仲介機能を発揮し、持続可能なビジネスモデルを構築すること絶対命題なのであり、将来におけるビジネスモデルを構築できない金融機関は存続できないことのメッセージと考えるべきである⁵。

2. 地域金融機関に期待される具体的取組

金融庁が地域金融機関のビジネスモデルを明確にして地域経済を活性化させながら安定した収益基盤を構築する動きは、地域金融機関が生き残るうえで唯一の手段である。地域金融機関の現状分析及び課題は平成25年10月に金融庁よりレポート「地域金融の現状・課題とその方向性」で公表されており⁶、その中でリスク変換機能の強化として不動産担保等に依存しないABL(Asset Based Lending)の活用を明記しており⁷、ABLの事業性評価機能は金融庁も評価しており、筆者も別稿で論じている⁸。地域金融機関は存在価値を発揮するためには事業性評価を積極的に行い、債務者企業の将来性を評価できる目利き力の強化が必要であることは具体的に示されてきた⁹。

3 森信親「金融機関の創意工夫を促す金融行政」平成27年11月16日(金融財政事情第**巻*号)11頁

4 我妻栄「近代法における債権の優越的地位」(有斐閣、1953年)301頁

5 平成25年12月に「金融機関の将来にわたる収益構造の分析について(通称、森ペーパー)」が地方銀行・第二地方銀行の頭取あてに配布され、金融庁が地域金融機関の収益状況を詳細に分析してきたとされている。

6 小野尚「地域金融の現状・課題とその方向性」金融庁監督局参事官レポート 平成25年10月30日 <http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20131013/01.pdf>

金融庁より公表された47ページでレポート。地方銀行および信用金庫の預金・貸出金の推移が分析され、決算の状況や金利の推移も分析されている。また地域別の預貸率の推移も分析されるなど、地域金融機関に対して喫緊の課題を明確に指摘したものである。

7 前掲注(6)「地域金融の現状・課題とその方向性」20頁 金融機関の課題についてまとめられた「金融機関の在り方・企業向け金融サービスのローカルな展開」の章において、金融機関がリスクテイクを実行していく体制整備の項目の①リスク変換機能の強化において明記されている。

8 水野浩児「金融円滑化における担保のあり方と債権譲渡の実相」(追手門経済・経営研究22号2015年)91頁

水野浩児「ABLが金融実務に及ぼす影響と債権譲渡の実相」(追手門経済・経営研究23号2016年)17頁等に論じている

9 金融庁「地域金融機関による事業性評価について」平成26年10月24日 金融庁ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/jkkaigou/dai4/siryou1.pdf>

地域金融機関向けに公表された方針の中で「地域経済圏をベースとした企業や産業が、必要に応じ穏やかな集約化を図りつつ効率性や生産性を向上させ、地域における雇用や賃金の改善につながることが期待される。こうした中、金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し(「事業性評価」)、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる。また、中小企業に対しては、引き続き、きめ細かく対応し、円滑な資金供給等に努めることが求められている。金融庁としては、この面での金融機関の経営姿勢、企業の事業性評価への取り組み、企業に対し現実にかなる対応を行っているか等につき、検証を行っていく。」とし、企業の将来性を評価する融資姿勢への転換と、地域における存在意義を明確にした内容である。

2018年以降の金融庁は、これまで金融庁が再三指摘してきた地域金融機関が担う役割を明確なものにし、形式的なものでなく実質的な動きとなることが予想される。この点について金融庁監督局長の遠藤俊英氏は「地域金融を例にとっても、金融庁は金融機関の健全性にのみ焦点をあてるのではなく、持続可能なビジネスモデルの構築が地域企業の生産性向上や、地域経済の活性化や地方創生に資する行政を行おうと取り組んできた。各局がバラバラに動くのではなく、金融庁全体として何をするのが最適なのかを常に熟考して動くことになる。」¹⁰とコメントをされており、地域経済を支えている企業を育てることを地域金融機関に期待し、地域経済の成長性がないことには、地域金融機関の健全性は維持できず将来のビジネスモデルも成り立たないことを示唆されていると解することができる。この遠藤金融庁監督局長のコメントは、金融庁が地域金融機関に対して事業性評価による融資推進を本格的に求め、経済産業省がローカルベンチマークを導入した際に打ち出された方針に合致する内容である。金融庁が地域金融機関に対して不動産担保や保証に頼らない融資推進を推奨した際に、金融庁監督局総務課地域金融室長に就任した日下氏が「法人向け貸出が事業性評価に基づいたものばかりになると、地域金融機関のバランスシートには、実質的には製造業や卸小売業など、多くの事業が混載された状態になる。そうすると、法人向け貸出の本質的なリスクは貸出先の信用格付けに基づく自己査定では測れなく

なっていくことがわかる。」¹¹とのコメントをしており、金融庁は本格的に動こうとしていることが窺える。

3. 金融検査マニュアルの金融実務への影響

金融庁のこれからの動きに期待できることが、金融検査マニュアル¹²の抜本の見直しである。この点について遠藤局長は、金融検査マニュアルは廃止するかとの問いに対して「有識者会議報告書においては、検査マニュアルについて抜本的な見直しを図ることとされている。金融検査マニュアルのあり方を含め、今後、監督・検査の見直しについての金融庁の考え方を公表する予定だ。新しい監督・検査の考え方にに基づき、幅広い関係者と双方向に対話をしながらさまざまな検討をしたい。具体的な考え方は、今後の検討の過程で明らかにしていきたいが、金融検査マニュアルのようなチェックリストと形式で態勢を整えればそれでよいといったかたちにはしない。金融機関が自らのビジネスとリスク管理について、金融庁とも双方向の対話を行いつつ、プリンシプルに基づき実施していくのがこれからの姿ではないか。」¹³としている。

金融検査マニュアルが見直し又は廃止されることになると、金融機関の考え方や動きは抜本的に変化すると考えられる。金融検査マニュアルは不良債権処理に着眼していた時代には一定の効果があったが、債務者企業の将来性を評価して融資推進を行う考え方とは考え方に矛盾が出てくる

10 遠藤俊英「金融庁が目指す新しいモニタリングの方向性」平成29年10月23日(金融財政事情第66巻40号)12頁

11 日下智晴「今、地域金融機関を考える」平成28年7月5日(事業再生と債権管理153号「特集 地方創生と金融機関」)7頁

12 金融庁「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」平成29年5月(改訂版)http://www.fsa.go.jp/manual/manual/j/yoki_h290530.pdf

1999年に発出された検査マニュアル別表に基づき、金融機関は債務者への貸付金(資産査定)において、金融検査マニュアルに基づき自己査定を実施し、貸付債権を個別に検討し、債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて区分し、信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当を行う。債務者企業の財務内容や返済能力に応じて①正常先②要注意先③破綻懸念先④実質破綻先⑤破綻先の5つに区分し、次に債務者ごとに個々の債権の担保・保障等の状況を勘案し、分類区分と分類金額を確定する。

一方で外形的な基準だけが優先されることのないように2002年に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」が公表され、借手の経営実態に即した運用を行う上での留意点を事例を用いながら確認的に示しており、中小企業の資産査定については中小企業支援・育成のための配慮的考えも導入されている。

13 前掲注(10)「金融庁が目指す新しいモニタリングの方向性」14頁

局面もある。金融検査マニュアルは貸倒引当金の計上ルールを定めたものもあり、金融機関のこれまでの動きを考えると、監督指針等において事業性評価融資の積極活用を推進しても、金融機関は戸惑いながら動くことは安易に想像できるように思われる。この点について、金融庁検査局の自律性の行き過ぎについて松尾直彦弁護士の論説¹⁴は「筆者が金融庁在籍時に検査局の自律性の行き過ぎ(機能別組織の弊害)と感じたのは、金融検査マニュアルの改訂による『顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト』の新設(09年2月)である。当該チェックリストは、筆者が担当した金融商品取引法の施行(09年9月末)前に、その内容を先取りかつ緻密化して金融機関の業務運営に事実上多大な影響を及ぼす内容となっていた。」と指摘しており、金融検査マニュアルが銀行実務に多大なる影響や負担があることをストレートかつ的確に表現されている。事実上のルールとされるマニュアルがあり、ルールを厳格に行う事務作業も伴う中で、債務者企業との対話を積極的に行いながら定性面の評価を的確に行うことは理想とわかりつつも、現実的には時間制限により対応できていないケースもあるように思われる。働き方改革が進められる中で、金融機関の就業時間管理は従来以上に厳しく厳格になっており、積極的な残業はできない体制になりつつある。金融検査マニュアルが発出された20年前と現在では、金融機関の働き方に対する意識も違えば、経済環境も大きく変化している。このタイミングで金融庁が金融検査マニュアルを見直すことが時間短縮につながれば時代のニーズに応えることにつながると評価できる。

金融庁の組織再編なども含めた取り組みにより、検査局の機能の大部分を監督局に統一、「企画市場局」「総合政策局」「監督局」に整理・再編する2018年度以降の金融庁の改革については、機能別

組織の弊害を排除することにつながる事となる事が期待できる。平成29年12月15日に金融庁より「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(案)¹⁵が提案され、その中で検査マニュアルを平成31年4月1日以降目途に廃止する案が出されている。現在、パブリックコメントを募集し、これから正式に決定することとなるが、金融行政は大きく変化し、地域金融機関は本当の意味での改革が迫られることになると思われる。

Ⅱ. 金融検査・監督の変化と債権の実相

1. 金融改革における監督・検査体制の変遷と金融機関の対応

金融改革の大きな転機は、森長官が平成25年に金融庁検査局長に就任してからである。時系列に検証すると、金融庁検査におけるいわゆる資産査定などに注力したオンサイトモニタリングへの考え方が一変したことが特徴である。この方針転換が金融庁検査の考え方を抜本的に変え、「過去」から「未来」へと考え方を明確にし、現在の金融行政改革につながっているのである。その考え方は、金融機関の債権(融資)の本質につながるものであり、債権者である金融機関が債務者の将来を評価することで、債権者が納得(理解)できれば、債権の質は向上することにつながり、債権の考え方の転換期にもなったといえよう。

金融庁の方針を明示する基本方針は、毎年9月頃に公表され、平成25年9月に「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」¹⁶にて小口資産査定について銀行の判断を重視する旨を明記し、金融機関の自己査定(資産査定)の方針転換を行った。印象を受ける内容であった。また融資審査において事業性や将来性を審査判断において重視することを明示的に示されたのがこのタイミングであった。「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」が公

14 松尾直彦「金融庁設置の経緯から考える組織改革の意義」平成29年10月23日(金融財政事情68巻40号)31頁

15 金融庁「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(案)32頁 平成29年12月15日 金融庁ホームページ http://www.fsa.go.jp/news/29/wp/supervisory_approaches.pdf

16 金融庁「平成25年度金融モニタリング基本方針」平成26年9月6日 金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/25/20130906-3.html>

表されて間もなく、金融庁より平成25年12月9日に「経営者保証に関するガイドライン」の公表があり¹⁷、「当庁としては、本ガイドラインの周知・広報に努めるとともに、金融機関に対して積極的な活用を促すことにより、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくよう努めてまいります。」とのメッセージが出された経緯がある。金融庁の不動産担保や保証に頼らない徹底した姿勢は、平成25年秋から本格的にスタートしており、現段階での確な対応ができていない地域金融機関は存在意義に疑問を持たれても仕方がないと考えられる。

その後「平成26事業年度金融モニタリグ基本方針」¹⁸にて、資産査定中心の検査体制から金融機関にとって重要なリスク管理の把握と脆弱性の分析を行う総合的リスク管理体制の方針を打ち出している。また、「銀行等が財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、成長可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組みを検証」する企業の定住的評価に重点をおいた事業性評価融資の推進を明示的に打ち出したのである。

森長官就任後の平成27年9月に「平成27事務年度金融行政方針」¹⁹が公表され、「金融行政方針」という新しいキーワードとともに、今般の金融行政改革の基礎となる金融庁改革や外部環境に対応した金融行政のあり方等について公表した。また事業性評価への取組確認を行うメッセージも含まれている。その後「平成28事業年度金融行政方

針」にて、担保・保証を中心とした日本型金融排除への問題提起を明確に行うことになった。

平成28年6月より金融モニタリング有識者会議²⁰を定期的に開催し、金融検査マニュアルや監督指針の問題点を指摘し改善に動きだした。その内容は後述する「検査・監督改革の方向と課題—金融モニタリング有識者会議報告書—」にて詳細に報告されているが、金融機関の債権の評価を抜本的に変える内容であった。

その流れを受けて、冒頭に紹介した2017年8月31日の2018年度の機構・定員・予算要求案を含めた組織再編を含めた金融庁機構改訂方針を発表したのである。ここで特筆すべきことは、森長官が検査局長に就任した平成25年を起点に、金融モニタリング基本方針や森長官就任後の金融行政方針を介して、地域金融機関など双方向で取組む改革が明確にされ、実行体制に入っていたのである。平成29年8月に公表された金融庁の機構改訂や、金融検査マニュアルの廃止を明示した平成29年12月15日の金融庁の「金融検査・監督の考え方と進め方」は5年間の集大成であり、唐突に金融庁が公表したものではないことを理解しておく必要がある。

金融機関の有する債権の評価(資産査定)は、中小企業等の債務者企業の将来性の評価により貸倒引当金の計上に影響を与え、企業向けの貸金債権が最大の資産である金融機関にとっては、この5年間に行われた金融改革が、金融機関自身のバランスシートの改善のチャンスにつながると考える

17 金融庁『「経営者保証に関するガイドライン」の公表について』平成25年12月9日

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131209-1.html>

18 金融庁「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)」平成26年9月11日金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf>

19 金融庁『平成27事務年度金融行政方針』平成27年9月18日 金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>

「事業性評価及びそれに基づく融資・本業支援等について、職員的能力向上、専門人材の育成・確保、実績評価・人事評価における明確な位置付け等、組織全体として取り組むための態勢整備(経営計画等における明確化を含む)を行っているか」と記載されている。

20 「金融モニタリング有識者会議」とは、座長に吉野直行氏(アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授)が就任し、平成28年8月より、計6回にわたり、新しいモニタリングの基本的な考え方や手法等について、幅広く議論を行う会議である。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/28/singi/20170317-1.html>

べきである。以下で金融機関の実務に多大なる影響を与える金融検査マニュアルについて論じていくこととする。

2. 金融検査マニュアルの課題認識と債権評価の牽連性

金融庁は、平成29年3月にはその内容をまとめた「検査・監督改革の方向と課題—金融モニタリング有識者会議報告書—」²¹を公表した。報告書には、金融行政の究極的な目標との整合性を確保することや、「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へと視点を広げることなどを今後の目指すべき方向として示し、金融検査マニュアルや監督指針の問題点を指摘した。この報告書の中で印象的なことは、この段階で地域金融機関などの実務において絶対的存在であり外すことができないルールであった金融検査マニュアルの抜本的見直しに触れていることである。検査マニュアルや監督指針がこれまでの金融行政に寄与したこと、逆に懸念事項について以下のようにまとめている²²。

- (1) 検査マニュアルや監督指針は、以下のような点に寄与してきたと示している。
 - ・ 行政の透明性・公平性・対外的な説明責任の確保
 - ・ 金融機関と当局との間の議論の共通の前提の確保
 - ・ 金融機関の自己管理の高度化
 - ・ 検査・監督の品質管理
 - ・ 行政としての知見・経験の蓄積・継続性の確保
- (2) 検査マニュアルや監督指針について、以下のような懸念を示している。
 - ・ チェックリストの確認が検査の焦点になり、検

査官による形式的・些末な指摘が助長され、実質や全体像が見失われる

- ・ 金融機関がチェックリストの形式的遵守を図り、自己管理の形式化・リスク管理のコンプラ化につながる
- ・ 最低基準さえ充足していればよいというカルチャーを生む
- ・ 環境や優先課題の変化への機動的な対応への妨げや、自己変革を避ける口実となる

上記に記載される寄与項目と、懸案項目から読み取れることは、「金融検査マニュアル」は2000年前後に世間を騒がせた金融危機の最終局面において、金融機関の財務内容の健全化を確認する目的で、金融機関の自己資本を大きく毀損する不良債権をチェック目的として策定・導入されたことである。その手法において、形式遵守を重んじたチェックリストのチェック項目を活用し、厳格な資産査定や法令順守を促した経緯があり、当時における金融システム信頼回復のためには一定の効果があった。

しかし、不良債権問題が終結後において、金融庁は金融検査マニュアルを活用した検査を継続したことに問題があるのである。前述したように、2002年に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」が公表され、中小企業の経営実態に即した運用を行う上での留意点などの事例を用いながら、中小企業の資産査定については中小企業支援・育成のための配慮をしているものの、前提が資産査定、つまり当該中小企業への融資が不良債権であるか否かをチェックする目的であることには変わらず、中小企業の将来性そのものを評価して新規

21 金融庁「金融モニタリング有識者会議報告書—検査・監督改革の方向と課題—」平成29年3月17日金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/news/28/singi/20170317-1/01.pdf>

「最低基準の遵守状況の確認」に際しては、当局が金融機関に対し、基準抵触状況の是正を行う必要があると指摘しているが、触状況の是正を明確に指示する必要がある。他方、「ベスト・プラクティスの追求に向けた対話」は、金融機関の自己責任原則に則った努力を促すためになされるものであるとしている。そのうえで、「最低基準の遵守状況の確認」とは別のプロセスであるとの共通認識を築いた上で、的確な質問や情報提供を通じて金融機関自身の自主的な対応を促すことや、利用者による合理的な選択がなされる環境を整備することを通じて、金融機関の側における横並び意識や内向きの意識を解消していくアプローチを採っていくことが考えられるとしている。

22 前掲注(21)「金融モニタリング有識者会議報告書—検査・監督改革の方向と課題—」13頁

融資につなげる意味合いはなかったように思われる。そのような背景の下、厳しい資産査定を行う風土が金融機関に浸透し、債権保全を過剰に意識した、不動産担保・保証に過度に依存する融資体制から抜けきれない状況となったのである。

経営者保証に関するガイドライン²³が公表された平成25年頃より、担保や保証に過度に頼らず、債務者の将来性を評価する取組を行うべく、「金融モニタリング基本方針」や「金融行政方針」等で将来性や定住面を重視する事業性評価融資の推進を促してきたが、「金融検査マニュアル」の存在が金融機関の行動を阻害していたと考えられる。債権の評価は債権者である金融機関と、債務者である中小企業などがお互いを理解しあって初めて適正な評価につながるのである。金融機関が自己査定等により債務者企業の評価を的確に行う努力そのものが、現代社会における債権譲渡行為の実相と捉えることができることは、筆者は別稿にて強調しているところである²⁴。金融検査マニュアルの問題点を指摘することではなく、金融機関が債務者企業の将来性を的確に評価し、債権者の立場で将来を一生に考えていくことこそが債権の質向上につながることを強調したい。

3. 検査・監督基本方針の見直しと債権の本質的価値認識

平成29年12月15日に金融庁より公表された「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(案)の、最大のポイントは金融検査マニュアルの廃止を決めた抜本的な見直しを行ったことである。現段階(平成30年1月17日)では案であり、正式決定ではないが、廃止に至った経緯や理由について、金融機関の業務を的確に分析した厳しいコメントが記載されている。例えば、検査・監督

に関する方針における検査マニュアルの懸念の中で、「最低基準さえ充足していればよいという企業文化を生む事や、検査マニュアルに基づく過去の検査指摘が、環境や課題が変化したにもかかわらず、暗黙のルールのようにになってしまう。」旨指摘しており、主観的なコメントに思えるが、金融庁の正式な見解としては斬新かつインパクトある的確な指摘に感じられるものである。また、過去の経緯より検査マニュアル対応を念頭に金融機関の内部規定が策定されていることを指摘し、金融機関内部における自己変革を避ける口実として用いられていることや、創意工夫の障害となっていることまで指摘した内容となっている²⁵。この指摘は、これから金融機関に対して、今後できないことに対する言い訳すら許さないことを示唆しており、変化し改善されることが期待される。

過去より金融行政方針等で進めてきた事業性評価による取組が理想的に機能していないことについて、「しかし、これらの取組みにもかかわらず、金融機関によっては依然別表の外形的な基準が絶対視されている場合があると考えられる。別表²⁶が一種のセーフハーバーとなり、借り手の実態を把握し、将来の損失発生確率をよりの確に見通す努力を行うよりも、過去データや担保・保証等に着目した実務を続ける方が安心であるとの印象をもたらしているのではないか、自己査定制度の運用経験が蓄積しているにもかかわらず、形式と過去への集中が続き、実質と未来の視点からの改善が進みにくい原因となっているのではないか、との指摘もある。」とし、自己査定制度の蓄積という過去の悪しき慣習が阻害していることを的確にコメントしている。金融行政改革は金融実務の聖域にまで進んできている印象を受け今後の地域金融機関の取組みに大きな影響が出ることは確実に

23 前掲注(17)『「経営者保証に関するガイドライン」の公表について』

24 水野浩児「現代における債権譲渡行為の実相とその問題点」(法律文化社、2013年)(高森八四郎先生古稀記念論文集『法律行為論の諸相と展開』)237頁

25 前掲注(15)「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(案)27頁

26 別表とは、検査マニュアルの別表は、自己査定や償却・引当に関するチェックリストを定めているもので、の別表は、延滞や貸出条件変更の有無、担保・保証の有無等の外形的な基準を中心に用いて、債権をⅠからⅣに分類するように求めたものである。

ある。

今回の打ち出された金融検査マニュアルの抜本的見直し(廃止)については、これらの過去の懸念事項を金融庁が真摯に受け止め、地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築や顧客の特性に応じた柔軟な融資対応を、本気で取組んでいく強い決意を感じることができる内容である。その背景には、人口減少や低金利を背景に地方銀行など地域金融機関の収益力低下が進んでいる現状を捉えた改革だと思われる。地域金融機関は、中小企業の支援をすることはもとより、自らのビジネスモデルの持続可能性の検証や情報開示の促進などに取り組むことに着目されているのであり、今後は個別の取引先に関する資産査定の妥当性ではなく、金融機関のリスク管理態勢全体を検証することが重要となるのである。

過去の反省を踏まえた結果、「金融検査マニュアル」が廃止になると考えられるが、問題は今後の運用である。金融検査マニュアルが導入されて20年近くが経過する中、金融検査マニュアルに慣れてきた現場職員が対応できるかが疑問である。現場では支店長の権限が大きく、いわば一国一城の主に逆らうことは想像もできない文化が構築されていると言えよう。現在の支店長世代は、「金融検査マニュアル」に基づく社内の融資マニュアルをバイブルとして教育を受け、現在もその考えから離れることができない人は多いと予想される。筆者が中小企業支援協議会のアドバイザー業務等を介して金融機関の支店長と接する機会があるが、事業性評価は重要と認識しつつも、融資の際は担保や保証の保全を最優先に考えていると感じることが多い。今後予想される、検査・監督方針の変更は「理想的過ぎて」実務面では理解できない幹部が続出することも予想され、運用面においてモニタリングが重要になる。

検査・監督方針案には『「不良債権を絶対につ

くらない」のではなく「適切なりスクテイクを通じて収益性と健全性を両立させていく」ビジネスモデルを実現しようとする場合には、たとえ簡素ではあっても機械的ではない的確な実態把握に基づいて債権管理を行っていくことが必要(下線部筆者)になる。ビジネスモデルやリスク特性が単純な金融機関において複雑な推計方を構築する必要はもとよりないし、定着した実務を変更することには十分な検討が必要であるが、別表が金融機関のビジネスモデルや顧客の特性に応じた改善の取組みを制約することは望ましくない。』²⁷との記述があり、債権の本質を的確に捉えているように感じる。つまり、金融機関(債権者)が企業(債務者)のことを熟知し将来性を含めた実態把握こそが、債権の回収可能性を正しく算出することにつながり、それこそが債権の本質につながるのである。

Ⅲ. 金融検査マニュアルの抜本改革におけるABLの有用性

1. 事業性評価の本質的意義とABLの役割

債務者企業の定性面を的確に評価し、債権者のコンサルティング機能を発揮させて、債務者企業を優良化していくことこそが、地域金融機関に求められるビジネスモデルであり、地域金融機関自身の生き残りにつながる。この考え方は、金融庁のみならず経済産業省も着目し、金融機関と中小企業経営者の対話ツールとして「ローカルベンチマーク」²⁸を公表している。ローカルベンチマークは「同じ目線で対話を行うツール」であり、債務者企業を知るためには、前提として、経営者との「対話」が必要であり、「対話」は、当該企業の将来を知る事業性評価の入口として必要不可欠である。

対話の必要性は、債務者企業の定性面を知るこ

27 前掲注(15)「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(案)29頁

28 経済産業省「ローカルベンチマーク(通称：ロカベン)会社が病気になる前に。」(平成28年9月)経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/
地域液剤・産業の分析を行ったうえで、企業経営者や金融機関・支援機関等の双方が同じ目線で対話を進め、企業経営者が自らを振り返り、経営を改善することで、付加価値と雇用を生み出すことを目的としている。

とにおいて絶対必要なことであるか、動産・債権担保融資(Asset-based Lending: ABL)(以下ABL)には事業性評価に求められる重要な要素がちりばめられている。平成27年度「ABLの現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討」報告書²⁹によると、調査の背景として「従来の不動産担保融資の代替となる動産等担保融資等(ABL)の促進は、金融手法の多様化はもとより、企業の資産の有効活用にも繋がりうる。また、ABLは、金融機関が在庫や売掛債権を担保として把握することを通じて融資先のビジネスモデル等を理解し、融資先に対して必要なアドバイスを講じる端緒となるものとされてきており、事業性評価を踏まえた融資やコンサルティング機能の発揮として今後更に活用が期待される。」³⁰としており、ABLを保全や資金調達のための担保として捉えるのではなく、取引先企業のビジネスモデル等を把握する手段として捉え、コンサルティング機能を発揮するためのツールとして位置付けられている。つまりABLは究極の対話ツールであり、金融庁が要請している事業性評価に直結する有力な手段なのである。

金融庁はABLを事業性評価の手段として活用するメッセージを発信していたものの、金融検査マニュアルの存在が正しい報告に導かれないことに加え、金融機関における現場レベルの認識が、ABLの本質的役割を理解できない状況が続いていたように思われる。

平成29年2月に公表された経済産業省の委託調

査「ABLの課題に関する実態調査 調査報告書」³¹では、現場レベルの認識不足を裏付ける調査結果として、57.4%の金融機関が「特に組織的なABL推進の方針は存在しない」と回答していることや、ABLの実績がない金融機関では、83.3%の金融機関が「ABLの取り組みを予定していない」と回答するなど、金融機関の組織自体がABLの認識を正しくしていない印象を受ける。さらに、今後、「ABLの取り組みは縮小する」、もしくは「ABLの取り組みを予定していない」については、54.8%の金融機関が「社内に評価やモニタリングに係るノウハウがないから」と答える状況となっている。今後、金融庁が検査監督方針の抜本改革を行うことと、金融機関がABLの本質的機能を正しく理解することでABLが事業性評価ツールとして普及することを期待するばかりである。

ABLの本質的機能は、担保機能でなくモニタリング機能と考えることが自然であると思われる。池田眞朗教授はABLの機能を「ABLの融資者は、被融資者と一連托生なのであって、被融資企業を倒産させてしまったら、それは融資者の失敗であり、しかるべき損失も負うものと認識すべきである。たとえば、倒産段階での在庫品でどれだけ融資金を回収できるかといえ、それは必ずしも十分な結果を得られないものと想定しておくべきである。そのような事態を招かないようにするのが、被融資企業へのモニタリングや経営助言であり、つまりABLは、従来の不動産担保融資と異なり、貸しっぱなしではできない、対話継続型の

29 株式会社三菱総合研究所(経済産業省委託)『平成27年度産業経済研究委託事業「ABLの現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討」報告書 http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2016fy/000923.pdf

経済産業省の委託事業で、ABLの現状及び課題を把握してその対応策を検討することはもとより、近い将来予定される改正案に基づく法改正がこれまで経済産業省が講じてきた施策や金融実務に与える影響について検討し、改正法の円滑な施行の在り方についての新たな施策を講じることを目的とし、メンバーには池田眞朗武蔵野大学法学部長・慶応大学名誉教授アドバイザーとして、研究者及び弁護士、金融機関等から参加している。

30 前掲注(29) 2頁

31 帝国データバンク(経済産業省委託)「ABLの課題に関する実態調査 調査報告書」平成29年2月 http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/ABL/12.pdf

金融機関等が企業に対し多様な資金調達手法を提供できるよう、制度環境整備を進め、間接金融の機能強化を図る重要性は極めて高い中、不動産等の従来型担保に依存せず、企業の事業収益を審査し、その資産(在庫、売掛債権等)を担保とするABLの普及促進と、普及の阻害要因となっている実務面・制度面の課題整理、及びその解決のための方策について明らかにすることを目的に行われている調査である。

動態的な融資形態と認識されなければならない。(下線筆者)いわゆるリレーションシップバンキングということになる。」³²と論じておられ、現在でいう事業性評価におけるモニタリングと対話を兼ね備えた手法であることを、当時より気づいておられた。現在では、金融機関に多大なる影響を及ぼす金融庁が、金融検査マニュアルを廃止する方針を打ち出すなど、抜本的な改革が行われる。今後、金融機関はマニュアル的な報告は許されず、取引先企業に対する経営支援指導やモニタリングを含めた独自の取組を行う必要があり、ABLを積極的に取組むことはこれからの金融機関の取組スタイルには効果的と考えられる。

2. ABLの活用と地域金融機関の発展

ABLに取り組んだ結果、得られたメリットについては、39.4%の金融機関が「与信額が増加した」とし、35.5%の金融機関が「顧客の経営状態が把握し易くなった」と回答するように、ABLは経営状態の把握には効果的な手法であることは明確である。これから持続可能なビジネスモデルを構築する必要のある地域金融機関にとって、地域の企業への融資(債権)は地域金融機関自身のバランスシートそのものである。取引先企業の経営状態を的確に把握することこそ、地域金融機関そのものの経営状態の認識なのである。現実的に考えれば、地域金融機関が地元企業に対してABLによる保全回収を行うことは不可能である。それは、一連托生の関係にある地元企業すなわち金融機関のバランスシートを構成している大切な金融機関の体の一部のような存在だからである。取引先企業の事業性評価を行う機能を有するABLの活用は、金融機関職員が企業の将来性や定住面を評価する能力向上につながると考えられる。

ローカルベンチマークを活用とABLの活用は、債務者企業との対話の観点で絶妙な関連性があることに気付かされることがある。金融庁と経済産業省も一体となり、地域の活性化を行う時代に入っており、地域経済が衰退して地域金融機関だ

けが活性することは絶対あり得ない。今後、金融検査マニュアルの廃止を含めた、検査・監督の抜本的改革が行われ、マニュアル重視の考え方は終わり、能動的に債権の質を向上する時代に突入することとなる。これから地域金融機関の取組が地域の活性化に直接的に影響が出ることは間違い無いと考えられる。

また、債権法の改正が決定し、実務における債権譲渡の考え方にも変化があることが期待される。今回の債権法改正では、譲渡制限特約付債権の譲渡が有効であっても、第三債務者は譲渡制限特約について悪意・重過失の譲受人に対して履行する必要はなく、譲渡人に債務履行すればよいという、すっきりしない要素を残している。しかし、ABLを活用した債権譲渡融資は、債務者である譲渡人に対して譲受けた債権の取り立委任を行うことになるため、今回の民法改正はABLにとって懸念材料は軽減されることになると考えられる。担保機能としてのABL推進の観点からも、譲渡制限特約付債権が譲渡可能となることを踏まえ、ABLを推進しやすい環境になることが期待される。金融行政改革の集大成の中で、ABLの有用性が認識され、地域金融機関および地域企業ともに地域金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、地域経済が発展することを願って結びとする。

(平成30年1月17日受理)

32 池田真朗『債権譲渡の発展と特例法 債権譲渡の研究第3版』(弘文堂、2010年)342頁